「生殖補助医療技術に関する専門委員会」報告書に おいて提示された条件及びその具体化のための要検討 事項及び検討結果(案)

(第2次改訂後(平成15年3月13日版))

に囲まれた部分は、「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助
医療のあり方についての報告書」の関係部分であることとし、
に囲まれた部分は、生殖補助医療部会での検討結果とする。
今回、御意見を募集するのは に囲まれた部分である。
なお、 内において p とあるのは、「精子・卵子・胚の提供
等による生殖補助医療のあり方についての報告書」の該当ページを示す。

- 2(案1)(案2)等と記載されている部分は、複数の案が出され、まだ意見がまとまっていない部分である。
- 3 (P)とされている部分は、未確定部分である。
- 4 この検討結果において「胚」とは、夫婦が自己の胚移植の為に自己の精子 ・卵子

を使用して得た胚でないことが文脈上明らかである場合を除き、「夫婦が自己の胚移植のために得た胚であって、当該夫婦が使用しないことを決定したもの」のことを言い、専門委員会報告書において「余剰胚」と記載されている部分についても、「胚」と置き替えて引用している。

5 波線部は、議論での合意を得て前回から変更した部分である。

検討課題 1 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施及び精子・卵子・ 胚の提供の条件

- 1 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施の条件
- (1)提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けることができる者の条件
 - 1)提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療全般に関わる条件

(専門委員会報告書)

子を欲しながら不妊症()のために子を持つことができない法律上の 夫婦に限る。(p 2 2)

生殖年齢の男女が挙児を希望しているにもかかわらず、妊娠が成立しない状態であって、医学的措置を必要とする場合をいう。(p19)

(検討結果)

ウィルス性の性感染症や遺伝性疾患を理由とした提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施に関しては、本部会の検討課題とはしない。

(専門委員会報告書)

加齢により妊娠できない夫婦は対象とならない。(p22)

(検討結果)

「加齢により妊娠できない」ことの具体的な判定基準については、国として義務的な基準を示さず、は医師の裁量とする。

ただし、実施に当たって医師が考慮すべき基準を国が法律に基づく指針 として示す。

考慮すべき基準の具体的な内容としては、自然閉経の平均年齢である50歳ぐらいを目安とし、それを超えて妊娠できない場合には、「加齢により妊娠できない」とみなすこととする。

(専門委員会報告書)

自己の精子・卵子を得ることができる場合には、それぞれ精子・卵子の 提供を受けることはできない。(p 2 2)

第三者がリスクを負って対価の供与を受け取ることなく提供した精子・卵子・胚の利用条件は厳格なものとされるべきであり、また、精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療は、子を欲しながら不妊症のために子を持つことができない夫婦に子を持てるようにする範囲で行われるべきであり、その便宜的な利用は認められるべきでなく、精子・卵子提供はそれによらなければ子を持つことができない場合のみに行われるべきであることから、自己の精子・卵子を得ることができる場合には、それぞれ精子・卵子提供を受けることはできないこととしたものである。(p23)

(検討結果)

「自己の精子・卵子を得ることができる」ことの具体的な判定基準については、国として義務的な基準を示さず、は医師の裁量とする。

ただし、実施に当たって医師が考慮すべき基準を国が法律に基づく指針 として示す。

考慮すべき基準の具体的な内容は、精子・卵子・胚ごとに設ける。

(要検討事項)

マッチングをする際に、提供を受ける優先順位を決める具体的な基準は?

(案)提供数より提供を受けることを希望する数が多い場合には、子の有無や 待機期間等をもとに評価を行い、提供を受けることができる優先順位を設 定することとする。

2)各々の提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療ごとに適用される条件 AID(提供精子による人工授精)

(専門委員会報告書)

精子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦のみが、提供精子による 人工授精を受けることができる。(p 2 5)

(検討結果)

(案)「精子の提供を受けなければ妊娠できない」ことの具体的な判定基準に ついては、国として義務的な基準を示さず、は医師の裁量とする。

ただし、実施に当たって医師が考慮すべき基準を国が法律に基づく指針 として示す。

AIDを受けることができる夫婦の考慮すべき基準の具体的な内容としては、夫に精子の提供を受ける医学的な理由があり(別紙1参照)かつ、妻に明らかな不妊原因がないか、あるいは治療可能である場合であることとする。

提供精子による体外受精

(専門委員会報告書)

女性に体外受精を受ける医学上の理由があり、かつ精子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦に限って、提供精子による体外受精を受けることができる。(p25)

(検討結果)

(案)「女性に体外受精を受ける医学上の理由がある」こと及び「精子の提供を受けなければ妊娠できない」ことの具体的な判定基準については、国 として義務的な基準を示さず、は医師の裁量とする。

ただし、実施に当たって医師が考慮すべき基準を国が法律に基づく指針として示す。

提供精子による体外受精を受けることができる夫婦の考慮すべき基準の具体的な内容としては、夫に精子の提供を受ける医学的な理由があり (別紙1参照)、かつ、以下のいずれかの場合であることとする。

(1)妻に卵管性不妊症や免疫性不妊症など、体外受精を受ける医学的理